

平成 13 年 11 月 29 日
内閣府政策統括官
(経済財政 - 景気判断・政策分析担当)

政策効果分析レポート No.10

バウチャーについて () - 能力開発分野における諸外国の経験 (要約)

バウチャーについては、政策効果分析レポート No.8 において、理論的整理及び海外における保育バウチャーの動向調査を行った。今回は、社会人を中心とした能力開発分野におけるバウチャーについて、海外の事例を紹介しその教訓を検討する。

1 バウチャーとは「用途制限のある個人に対する補助金」の総称であり、機関に対する補助と比べ、個人の「選択」を通じて機関の間の「競争」を活性化させる。高等教育、職業訓練、生涯学習などの社会人向けの能力開発は、個人のニーズが多様であること等から、この意味でのバウチャーに馴染みやすい分野である。実際、我が国でも、日本育英会奨学金や教育訓練給付制度など、広い意味でのバウチャーがすでに存在し、バウチャー導入の是非はもはや論点ではなく、より優れた設計を探ることが課題となっている。

2 こうした認識の下で、アメリカ、イギリス、オランダを中心にバウチャーの導入事例を調べたところ、以下のようなポイントが明らかとなった。

(1) 試行と評価の重要性

バウチャーの導入に際しては、多くの場合、まず、一部の地域等で試行を実施し、その結果を評価・分析した上で正式な制度へ移行している。制度化された後も、引き続き実験やデータ収集が行われ、設計の手直しに利用されることがある。このような「試行 - 評価 - 導入 - 評価 - 手直し」という流れは、バウチャーのように市場を通じて効果が現れる政策手段では特に重要である。

(2) 「アカウント方式バウチャー」とは

現在、この分野で最も注目される形態は「アカウント」(勘定、口座)方式のバウチャーである。その特徴は柔軟性にある。すなわち、アカウントの限度額又は残高の範囲内で、複数回の利用ができ、学期ごとの支払い、複数コースの受講、中途での転校等に柔軟に対応できる。

アカウント方式バウチャーには、設計上いくつかのバリエーションがある(図表A)。第一は、アカウントを銀行等に開設し付利される「貯蓄型」とするか、政府機関等に開設する「補助金枠型」とするかである。第二は、政府からの補助金と利用者の自己負担のほかに、雇用主等の第三者の拠出を認めるかである。この場合は、雇用主等に税制優遇があるのが普通である。

試行中又は導入中のアメリカ(個人訓練勘定)、イギリス(個人学習勘定)、オランダ(同)について見よう。

アメリカの個人訓練勘定は、通常の支援サービスでは就職できなかった求職者を対象とし、地域ごとに設定された1人当たり限度額の範囲で、利用者が選択した職業訓練に関する費用がカバーされる(図表B-1)。

イギリスの個人学習勘定は、すべての成人を対象とし、広範な学習コースへの参加に定額補助(人数制限あり)と20%又は80%の定率補助が行われる(図表B-2)。

オランダの個人学習勘定は試行段階であるが、雇用者の職業訓練を中心とした制度で、雇用主の関与と拠出を前提とし、政府からは定額の補助が行われる(図表B-3)。

(3) 諸外国の経験からの教訓

諸外国における導入状況を踏まえ、アカウント方式バウチャーの設計上の教訓を抽出すると以下ようになる。バウチャーの有効性は、利用者が的確な情報を入手し、それに基づいて主体的な選択が行われることが前提である。その前提を担保するには次の3つの要素が必要である。

第一に、幅広い層を対象とする場合、定額補助や高率補助は避け、相当程度の自己負担を求めるべきである。相当程度の自己負担がなければ、教育訓練コースに関する情報収集、合理的な選択の誘因が生じないおそれがある。

第二に、非自発的離職者や低所得者等、自己負担がほとんど困難な対象者には、合理的な選択ができるようカウンセリングを義務付けることが必要である(なお、まとまった訓練費用が必要なコースの場合、教育ローンを申し込み断られたことを条件とすることも考えられる)。

第三に、アカウントが適用される教育訓練コースは、客観的基準による認定を行うとともに、利用者の選択に際しての参考として、資格取得や就職状況等の実績データを提出させることが望ましい。

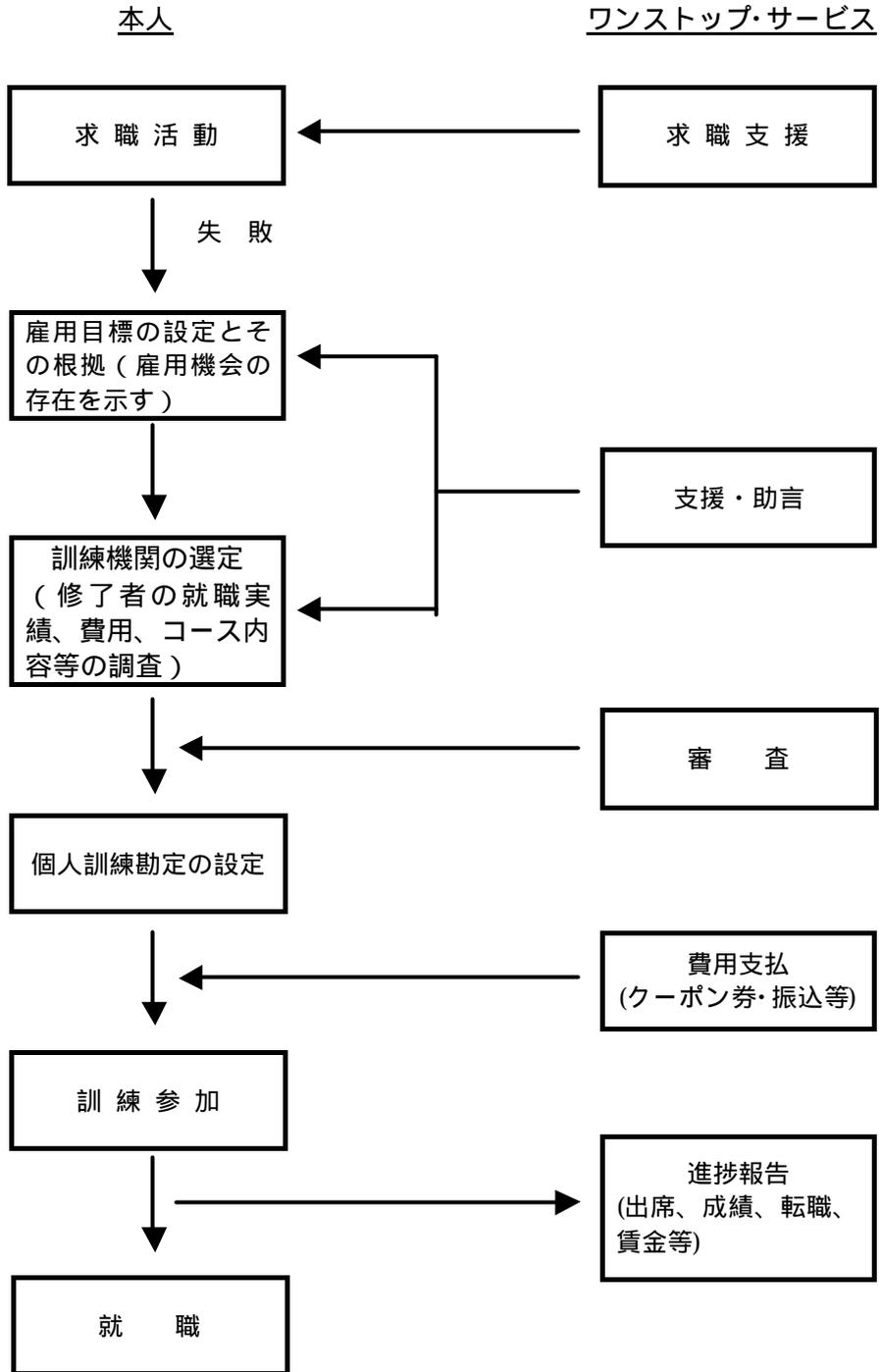
(以上)

図表A アカウント方式の能力開発バウチャー

国名・名称	タイプ	対象者	補助制度等	導入時期
アメリカ 個人開発勘定	貯蓄型	低所得者等	高率のマッチング+税制優遇(地区ごとに設定)	98年連邦レベルで制度化、試行中
アメリカ 個人訓練勘定	補助金枠型	失業者、低所得者等	通常数千ドルの枠(地区ごとに設定)	98年に導入決定、試行中(2001年9月から本格実施)
アメリカ 個人学習勘定	補助金枠型	連邦職員	金銭、時間又は両方の枠(機関ごとに設定)	2000年から試行
イギリス 個人学習勘定	補助金枠型	成人	150ポンド [*] +20%又は80%補助、上限100又は200ポンド [*]	2000年正式導入(2001年10月イングランドで停止)
オランダ 個人学習勘定	貯蓄型	労働者、求職者	1,000ギルダー [*] +税制優遇	2001年から試行
スウェーデン 個人学習勘定	貯蓄型	雇用者、自営業者	2,500クローナ(所得年齢制限あり)+税制優遇	2002年導入予定
オーストリア 教育勘定	補助金枠型	雇用者、失業者等	50%又は80%補助、上限1~2万シリング [*] (オ-バ [*] -E-ストラ化)	導入済み

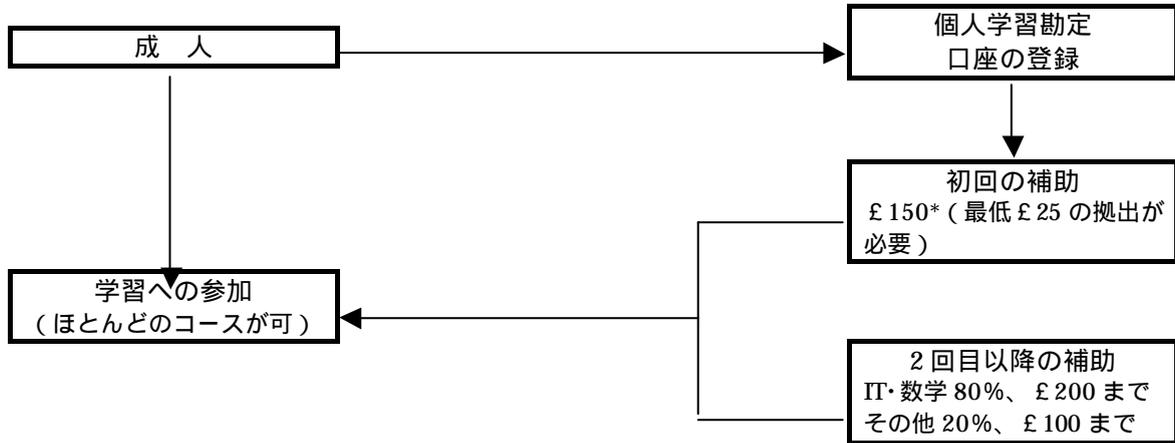
(備考) 1ポンド=177円、1ギルダー=49.5円、1クローナ=11.5円、1シリング=7.9円(いずれも2001年11月7日現在)

図表B - 1 アメリカの個人訓練勘定利用の流れ



(備考) 詳細は参考資料7 参照。

図表 B - 2 イギリスの個人学習勘定



* IT・数学分野に限り不足分について 80%補助を利用可。

図表 B - 3 オランダの個人学習勘定

